

事 務 連 絡

平成17年3月28日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

輸入品である医薬品等の通関にあたっての表示について

標記について、日本製薬団体連合会、日本医療機器関係団体協議会及び日本化粧品工業
連合会あてに別添のとおり事務連絡を発出したので、ご了知おきいただきたい。



(別 添)

事 務 連 絡

平成17年3月28日

〔日本製薬団体連合会
日本医療機器関係団体協議会〕 御中
〔日本化粧品工業連合会〕

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

輸入品である医薬品等の通関にあたっての表示について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物（以下「医薬品等」という。）の輸入監視については、「医薬品等輸入監視について」（昭和57年4月8日付薬発第364号薬務局長通知）に基づき行っているところであるが、表示等からみて輸入品であることが直ちには判別しにくい貨物も見受けられるところである。

関税法（昭和29年法律第61号）第71条第1項の規定により、原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しないとされている。このことから、製造販売業者又は製造業者が輸入する医薬品等については、その直接の容器若しくは直接の被包又は添付される文書に「輸入」の文字や原産国名等を記載することで、輸入品であることを明示し、国産品であるとの誤解が生じることをないようにすること。